

性犯罪の罰則の在り方に関する論点 について

RC-NET(レイプクライシス・ネットワーク)岡田実穂

性暴力を潜在化させた社会／司法

年齢や性別／性自認、性的指向、職業、生活環境、容姿等問わず起きる



発生している性暴力の内、司法的評価を受けるのは極一部



スティグマ、偏見、二次被害を増長／発生させ、被害を潜在化させてきた

「性的自由ないし性的自己決定権」を **個人的法益として守りきる**
適正な法改正をしなければいけない
≠厳罰化

強盗と強姦をどのように比較すべきか

強盗強姦、強姦強盗、行為の順位によって、
被害者にとっての精神的苦痛の減少及び増長は見られるか

強盗の量刑について、どのように判断すべきか

強姦の量刑について、どのように判断すべきか

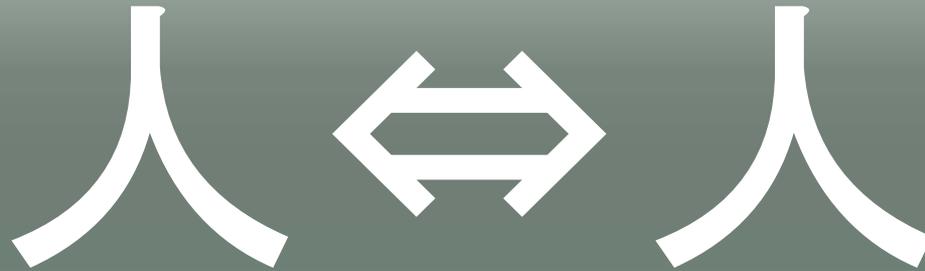
強盗強姦／強姦強盗における格差是正は急務
量刑の比重については判断材料を持たない

現在の強姦の範囲

男⇒女

男性自認&男性の身体、男性の戸籍を持った方が
女性自認&女性の身体、女性の戸籍を持った方に対して
ペニスを膣に挿入すること

「男女」は既に性別を限定している



「女性」「男性」と被害者及び加害者を断定する必要性がどこにあるか
犯罪発生時とそれ移行、性別を越境した者についての対応はどうか

「男性を加える」ではなく
性別規定を撤廃しなければ
潜在化する被害を洗い出せない

強姦の要件は妥当か？

- 母体保護的観点から見る強姦罪≠罪の実情
- 「わいせつ、姦淫及び重婚の罪」という前提≠個人的法益

膣&ペニスのみを対象とした「罪」である必要性はどこにあるのか

個人的法益として、肛門性交及び口淫との精神的格差をどこに見るか

「人」は性別を越境するものであるという視点はあるか

身体的侵襲行為を強姦とすべきではないか

「性交類似行為」とは何か

性交＝精子と卵子の結合のみを指すのか否か

精子と卵子の結合のみを指すのであれば、
避妊をした場合や生殖不全等の場合強姦は適用されていないか

性感染症、身体的外傷、心的外傷等、
妊娠以外のリスクを妊娠以下とする根拠はどこにあるか

そもそも、性器を使わずとも
他者の性的自由／権利を剥奪することは可能
新設を望まない

性的自由と権利を何歳から有するか

性行為をする権利と自由、及びしない権利と自由は同等である

人は年齢問わず被害にあい、そして加害もする

後見人不在で相続が出来る年齢は15歳、14歳で刑事責任を負う

「民法」での婚姻可能年齢は女性16歳、「男性18歳」である

14歳以降も判断能力を有さないのであれば
刑事責任との適正化を考える必要がある

性的自由と権利を尊重するために

罪の適正化を図ると共に、適正な指導を妨げず推進するものである必要

性暴力を許さない事と、性行為を尊重することは同義である

合意なきものは非合意であり、
合意の有無は明確な事項として行為者により証明されなければいけない

行為の有無以外に暴力の要件は証明されない
無用な二次被害を避けるために、悉く偏見を排除しなければならない

「合意と尊重」 「中立性」は法律の中にこそ
必要なもの

セクシュアル・マイノリティへの視点

性的に差別され、性的に偏見を持たれ
そしてそれらを内在化している可能性

社会制度／法的に規定されていないことにより
法的訴えに関して、一般に比較しより壁が高い

人権課題のキーパーソン＝差別／偏見／暴力被害のハイリスク層である

ヘイトクライム（憎悪犯罪）を許さない法制度と
多様な性をプライバシーの視点から
そして人権として「守る」法律を